

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許 可 申請書
~~許可の更新~~

該当しない方を二重線で消す。

※許可

【法人の場合】住所、名称、代表者名を登記事項証明書のとおり記入。

※許

【個人の場合】住所、氏名を住民票のとおり記入。

沖縄県知事 殿

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 沖縄県〇〇群〇〇村〇〇〇番地〇〇
氏 名 株式会社〇〇〇自動車解体
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

該当しない方を二重線で消す。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 61 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（~~許可の更新~~）を申請します。

事業所の名称及び所在地

土地の登記事項証明書のとおり記入。
該当する全ての地番を記入。

名 称	株式会社〇〇〇自動車解体 〇〇店
所在地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇群〇〇村〇〇〇〇番〇〇、□□番□ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事業の用に供する施設の概要

★事業の用に供する施設とは
・使用済自動車保管場所
・解体自動車保管場所
・解体作業場
・燃料採取場所
・部品保管場所
・運搬車両、重機
・油水分離槽
・廃棄物保管場所
記載が多くなる場合は、「別添のとおり」とし、別紙を添付することも可。

使用済自動車保管場所
〇〇 m² 最大保管量〇〇台 2段積み
解体自動車保管場所
〇〇 m² 最大保管量〇〇台 平積み
解体作業場
〇〇 m² 床面鉄筋コンクリート打設(〇〇 cm) 屋根有
燃料採取場所(解体作業場で行う)
部品保管場所
運搬車両 〇台(フォークリフト〇台、キャリアカー〇台)
油水分離槽 〇カ所(〇槽)、溜めます、排水溝
廃棄物保管場所

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

那覇市

解体業 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	〇〇県 〇〇県	第 00000000000 号(収集運搬) 第 00000000000 号(中間処理)
---	------------	--

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社〇〇〇自動車解体 □□□保管場所 沖縄県〇〇群〇〇村〇〇〇〇番〇〇 保管場所面積 〇〇〇 m ² 保管量の上限 〇〇台
---	---

役員の名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

住民票のとおり記入。

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

住民票のとおり記入。

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	営業部長	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

★使用人とは
申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいう。
① 本店または支店
② 継続的に業を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所
該当なし	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

名 称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行す
る社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者
を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
該当なし		

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当
する出資をしている者（法人は住民票又は登記事項証明書の住所は出資をしている者があるときに
記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は 出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号	〇〇〇株 (〇〇%)
ふりがな 〇〇 〇〇	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号	〇〇株 (〇〇%)
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号	〇〇株 (〇〇%)

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の 方法	別添「標準作業書」のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流 出の防止及び保管の方法	別添「標準作業書」のとおり
使用済自動車又は解体自動車の解体の 方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の 回収の方法を含む。）	別添「標準作業書」のとおり
油水分離装置及びためます等の管理の 方法（これらを設置する場合に限る。）	別添「標準作業書」のとおり

使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	別添「標準作業書」のとおり
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	別添「標準作業書」のとおり
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	別添「標準作業書」のとおり
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	別添「標準作業書」のとおり
火災予防上の措置	別添「標準作業書」のとおり
△手数料欄	

★標準作業書について

標準作業書は、「環境省 自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」を参考に、事業所に即した内容で作成すること。

- 備考
- 1 △印の
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。